

山梨県立大学国際教育研究センター運営規程

(令和3年2月8日制定 大学第8502号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第28条の3の規定に基づき、山梨県立大学国際教育研究センター（英文呼称は、「Center for International Research and Education」“CIRE”とし、以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国際教育、国際研究、国際交流等を推進することによって、異文化を理解し国際社会で活躍することのできる人材を育成し、大学及び地域の国際化を戦略的に促進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、山梨県立大学の国際化の方針に則り、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 海外の大学・機関との提携業務並びに山梨県国際交流課等の関係機関と連携した国際的な研究・教育活動の企画・立案及び実施・支援
- (2) 本学学生の留学（研修含む）支援、本学主催の海外現地演習、他の海外研修及び海外インターンシップ等に参加する学生の支援、相談業務
- (3) 海外からの留学生・教員の受け入れとその支援
- (4) 外国の大学等との国際交流協定の拡大・締結
- (5) 国際交流に伴う危機管理に関する業務
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) センター運営委員を担当する教員
 - (3) センターを担当する職員
- 2 その他必要な職員を置くことができる。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、国際教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、センター長を委員長とし、各学部から選出された教員及び担当課の職員により構成する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部門等)

第6条 第3条に規定する業務を企画、立案及び実施するため、センター部門等（以下「部門等」という。）を置くことができる。

2 部門等に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。